

# りびんぐらいぶず 令和元(2019)年8月第3号

## 伝道教学の確立 伝統性と応答性

### ご議題

たとひわれ仏を得たらんに、十方世界の無量の諸仏、ことごとく咨嗟して、わが名を称せずは、正覚を取らじ。

(Ref『大経』「第十七願」註釈版聖典 p18)

### はじめに

「伝道教学の確立」は、教学は何を目指さなくてはならないかをいう。石田慶和先生は、「伝統性」と「応答性」であると仰せになる。(Ref 石田慶和『これからの浄土真宗』P20)。

「伝統性」とは、教学が正しく親鸞聖人のみ教えを伝えているかということであり、三業惑乱の論点、大行とは何かの論理構造は、その一である。

「応答性」とは、時代の要請に応えているかということの意味し、「社会性」にも通ずるが、寧ろ、異教徒異民族が求めるキリスト教との相違点の明確化、因みに大行の実践的紹介が可能か否かはその一である。

「親鸞聖人のみ教えを正しく伝えているか」否かというのは実は厳しい視点である。

宗学は歴代の宗師の御書物は親鸞聖人のみ教えと一体のものであると見て来たからである。たとえ矛盾含みであってもこれに触れることを畏れ多いこととして遠慮してきたからである。宗門内の式部次第のような課題ならば、それでも一向に差し支えがない。

けれども、応答性/社会性に絡む場合は、これを放置すること自体が宗門のリスクとなる。「伝道教学の確立」は、この問題に関わる。因みに、弊誌七月第二号「浄土真宗のキャッチコピーの妥当性」でご紹介した「信心正因 称名正定業」が「信心正因 称名報恩」との関わりで否定された事例はその一と窺われる。

### 所行学派の「大行」立脚視点の吟味

歴史を顧みて三業惑乱は、宗学が発展した極致で発生した一大事件であった。

その結末は、為政者側からみて安全サイドにある所行学派を以て利ありとし、その後はその根底にある信心獲得の論理の本質には宗学専門部門が触れないで今日に至る。

このことは自由な学風を許さない本願寺派にあっては、喫緊の課題として時代に即応できる伝道教学の確立を遅らせることにもなった。まことに憂慮すべき事態である。

能化功存は、北陸に広がった「無帰命安心」に対して『願生帰命弁』を著し、異議を退けるに功があったと評価された。これに対して、「信楽帰命」こそ正当との見解が出るのもまた自然の流れであった(Ref 石田慶和『同書』p38)。

この問題は、後者の所行学派に利ありとして終われりとし、事の本質に触れない形で今日を迎えているが、本来ならば、宗祖の「六字釈」で示されるが如き「法体釈」と『尊号真像銘文』で示される「約機釈」の関係のように構造的に整理し直して活用できるようにすべきものではないかと窺われる。

因みに、「願生」は、「如来様の仰せの通りにお浄土に生まれさせて戴きたいと頂戴します」という「約機釈」をバランスよく提供して教学を強化することだってできた筈である。

尚、このことは、乃至十念の梵語 Anusmareyus の和訳「随念」は、バランス感覚よく約機釈に立つ好例だと解される。

重要なのは、今日的視点から第十七願について文言立脚せず解釈立脚を優先したことの妥当性如何吟味は、三業惑乱後の終息過程の取扱いであるから、歴代の宗師のご発言に関わりがなく、大胆に文献学的にレビューすれば済むことと解される。

所行学派の論理は、恰も「名号成就の願」を標拳(ひょうこ)であるかの如く、「法体名号が法界を流行せずば正覚を取らじ」が願文であるかの如く捉えたところにあった。

申すまでもなく、文言立脚するならば、標拳は、「諸仏称名の願」だったからである。ならば、「大行」を論ずるには「諸仏」を主体とする論議がまず尽くされねばならなかったところである。

その上で、「咨嗟称我名」の意味するところを文献学的に再考察すべきだったのである。

(備考)現時点でありふれた漢和辞典で確認するだけでも「咨嗟称」は、

一、「咨」なげく、なげき(嗟)。あ、ああ(嘆聲)

二、「嗟」ああ(嘆辞)「咨嗟」、となふ、たたふ(称)「嗟称」感嘆してほめるとあり、寧ろ、称名念仏が基本的用例と窺われる。

所行学派では、「咨嗟称我名」は、広讚(広く名号の意義を説いて讚嘆する)義に限られ、略讚(名号を称えて讚嘆する)義を排除される(Ref 内藤智康著『顕浄土眞実行文類購読』p75～76)。

それに付けて、諸仏の称名を因として衆生が無上涅槃の果を開くことになっては、「他作自受」との非難を甘受せざるを得なくなると説明される。

これは、にわかには首肯し難い不思議な論理である。

なんとなれば、浄土真宗のお法りは、本願力回向のお法りだったからである。阿弥陀如来の本願成就により衆生に回向された行信で衆生は往生するからである。

三業惑乱論争の欠陥は、専ら行信論争に傾き、聞名を取り込んだ論議が欠落していたことにある。尚、このことは、論争が成就文を大事になさった親鸞聖人のお心に沿っていなかった懸念を物語っている。前記の如き所行学派の論説の出現はこのことに基づく。

#### 武内義範先生のお説き下さったところ

石田慶和先生の恩師、武内義範先生は、三業惑乱論争のようなことは直接問題にしないで、

宗教哲学的に「人間の、宗教的実存が成立する為の、根本の条件となる絶対的な行為というものの意味を明らかにするための手掛かりとして『教行信証』の行をお考えであった。

「すなわち、大行釈はあくまで能行を問題にするが、親鸞聖人は、これは第十七願「諸仏咨嗟の願」から出ているとお考えである。

その場合、称名という行為は単なる能行としての念仏の行為というよりももっと広く一層深い意味に解釈され、象徴的な行為を意味するように思われるとお考えである。

すなわち、一切の世界のすべての仏が、阿弥陀経の六方段のように、名号を讃えている宇宙的な念仏交響楽を意味するとおっしゃる。

その諸仏の咨嗟の中に一切衆生の称名念仏そのものも含まれる。

その意味で、われわれ衆生の行としての称名念仏も諸仏称名の願のうちに含まれるとおっしゃるのである。(Ref 石田慶和『同書』p122 ~ 125)。

平成三十年の安居、大田利生先生の『阿弥陀経講讃』では「執持名号」は、聞名を目的とした聞思修がすべて揃った称名念仏であると承った。

「聞名」を目的とすると明確化されたところに、三業惑乱では明確ではなかった名号讃嘆の歴史的意義が明らかにされたことかと承るところである。合掌。

(後書き)本件は、本年二月号掲載の一文をタイトルを改めてもうひとりの私との対話を通して改めて頂戴し直したものであります。

仏壮お聴聞の会(ご法話会)

八月四日(日)二十時より

正覚寺歓喜会(かんぎえ、盂蘭盆会(うらぼんえ)) 八月二十五日(日)十時より

(お客僧)京都 明覚寺新発意 柱本 惇師

仏教婦人会例会は、歓喜会に合同して営みます。

滋賀組親鸞聖人讃仰特別布教(会所)龍光寺 八月二十四日(土)九時二十分受付

著作編集兼発行元(本願寺派 正覚寺内)〒520-0501 大津市北小松四五二番地

077-596-0166、FAX077-596-0196 住職 堅田 玄宥